

議案第 3 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 5 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 橋 川 涉

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100分の8.94」を「100分の8.26」に改める。

第8条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「45,242円」を「43,727円」に改める。

第9条中「570,000円」を「620,000円」に改める。

第11条中「法第93条、第96条及び」を「法第93条第1項及び第2項、第96条並びに」に改める。

第13条第1項第2号中「270,000円」を「275,000円」に、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第19条中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

第20条中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。